町世話人制度

「市民の福祉を増進し、市政の円滑なる運営を図る」ことを目的に、昭和 28 年 6 月制定の「福岡市町世話人規則」により開始された福岡市独自の制度。同制度により委嘱された「町世話人」は、当初は「諸証明の副申」「徴税令書・納付書等の配布及び収集」「町内居住者台帳の調査整備」などの行政事務の補助的な業務を含め、30 を超える業務を担っていた。

その後、業務の見直しを経ながらも「市民の暮らしと市を結ぶパイプ役」として 50年間にわたって貢献してきたが、業務の中心だった市政だより等の配布を業者に 委託できる環境が整ってきたことなどから、平成16年3月末をもって廃止された。

< 町世話人の概要 >

·身分: 福岡市非常勤特別職職員

・任期: 2年(再任可)

·報酬: 月額 160 円 / 世帯

・人数: 2,573人

・平均受持世帯数: 242世帯(平成15年9月1日時点)

< 町世話人の業務内容(制度廃止時)>

- ・広報に関する事務 (市政だより、市議会だより、その他広報物の配布)
- ・防災に関する事務(災害発生状況の調査、被災状況調査等)
- ・衛生に関する事務 (保健・衛生関係書類等の配布)
- ・特に指示する調査に関する事務 (受持世帯数調査、各種統計調査)
- ・その他、市民に関係ある事項の周知徹底(選挙公報配布等)